

報告事項 1

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則の制定の報告について

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則を別紙のとおり制定したことを報告する。

令和 2 年 4 月 2 2 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 / 日

茂原市長

田中豊彦

茂原市規則第 16 号

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第 17 条第 4 項の規定により、市立の小学校、中学校及び幼稚園（以下「学校」という。）の児童、生徒及び幼児（以下「児童生徒等」という。）の保護者から徴収する災害共済給付契約に係る共済掛金について必要な事項を定めるものとする。

(共済掛金の額)

第 2 条 児童生徒等の保護者から徴収する共済掛金の額は、各年度につき、児童生徒等 1 人当たり、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校及び中学校 460 円（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する児童及び生徒にあつては、20 円）
- (2) 幼稚園 210 円

2 前項の規定にかかわらず、児童生徒等の保護者が法第 29 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、共済掛金を徴収しない。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



報告事項 2

行事の共催、後援及び協賛について

令和2年3月に教育委員会の共催、後援又は協賛を決定した行事について、次のとおり報告します。

(用語の定義)

「共催」： 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。

「後援」： 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

「協賛」： 行事の趣旨に賛同することをいう。

※「行事の共催、後援及び協賛に関する規程」（平成12年教育委員会訓令第3号）より

「後援」

開催期間					担当課	行事名	主催者
月	日		月	日			
4	19				美術館・郷土資料館	如の会展 人物デッサン会	如の会
5	17				美術館・郷土資料館	如の会展 人物デッサン会	如の会
6	21				美術館・郷土資料館	如の会展 人物デッサン会	如の会
7	4	～	12	13	学校教育課	国際交流&イングリッシュキャンプ	宮城復興支援センター
7	19				美術館・郷土資料館	如の会展 人物デッサン会	如の会
8	16				美術館・郷土資料館	如の会展 人物デッサン会	如の会
9	20				美術館・郷土資料館	如の会展 人物デッサン会	如の会
10	18				美術館・郷土資料館	如の会展 人物デッサン会	如の会
11	15				美術館・郷土資料館	如の会展 人物デッサン会	如の会
12	20				美術館・郷土資料館	如の会展 人物デッサン会	如の会
1	10				美術館・郷土資料館	如の会展 人物デッサン会	如の会
2	21				美術館・郷土資料館	如の会展 人物デッサン会	如の会
3	21				美術館・郷土資料館	如の会展 人物デッサン会	如の会

「協賛」

開催期間					担当課	行事名	主催者
月	日		月	日			
7	18				生涯学習課	第46回日本フィル夏休みコンサート2020	(公財) 日本フィル ハーモニー交響楽団
7	21				生涯学習課	恋ズコレクション	一生美容に恋する会

令和 2 年第 6 回茂原市教育委員会会議日程
(5 月定例会)

日程及び場所
5 月 2 0 日 (水) 1 5 : 0 0 ~ 市役所 9 階 9 0 1 ・ 9 0 2 会議室

令和 2 年第 7 回茂原市教育委員会会議日程
(6 月定例会)

日程及び場所
6 月 2 4 日 (水) 1 5 : 0 0 ~ 市役所 9 階 9 0 1 ・ 9 0 2 会議室